

# 飼い主のいない猫の

## 不妊去勢手術費補助金があります！



伊達市では、飼い主のいない猫の増加の抑制と糞尿等のトラブル防止のため、飼い主のいない猫に不妊去勢手術を実施する団体に対して、その手術費用の一部を補助する事業を行っています。

- 対象者** 市内在住者を含む2名以上で構成された団体
- 対象猫** 市内に生息する所有者が存在しない猫
- 補助金** 1匹あたりオス 4,000円まで メス 8,000円まで

※手術費用が補助金の額に満たない場合は、手術費用を上限として補助金を交付します。

### ① 団体登録をする。

#### 提出書類

- 「飼い主のいない猫対策団体登録申請書」(様式第1号)
- 給餌場及び猫用トイレの設置場所を明記した周辺地図
- 団体代表者の預金通帳の写し

※団体の代表者は、伊達市に住所がある伊達市民のみです。

書類提出後、給餌場及び猫用トイレを確認するため、担当職員が訪問します。

確認後、「団体登録証」を交付します。



団体登録証		第 号
飼い主のいない猫対策団体登録証		
写真貼付 縦 2.0cm 横 2.5cm	団 体 名	
	活 動 地 域	
	登 録 年 月 日	年 月 日
	登 録 期 限	年 月 日
上記の者は、動物の愛護を目的に市内に生息する飼い主のいない猫を適正に管理する団体として、本市の登録を受けた者であることを証明する。		
	年 月 日	伊達市長 印

### ② 補助金の申請をする。

#### 提出書類

- 「飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金申請書」(様式第1号)
- 収支予算書(様式第2号)
- 手術の対象となる猫の両耳を含む全体写真(手術前)

書類審査後、「補助金交付決定通知書」と「補助金交付請求書」を代表の団体に送付します。

必ず手術前に申請してください。

補助金の交付を受けてから手術を実施してください。



### ③動物病院で手術を実施。

### ④実績報告をする。

#### 提出書類

- 「飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金実績報告書」(様式第3号)  
完了日から 30 日以内または令和8年3月31日のいずれか早い日までに報告してください。  
期限を過ぎると補助金の支払いができません。
- 「収支予算書」(様式第4号)
- 手術の対象となる猫の両耳を含む全体写真(手術後)
- 動物病院の領収書及び明細書の原本または写し

領収書の宛名は  
「団体名+代表者名」



### ⑤請求書を提出する。

決定通知書に同封の「補助金交付請求書」を提出してください。

## 適正管理について



設置したトイレを使ってくれない場合でも、トイレは必ず設置してください。  
トイレを覚えさせることにより、近隣への糞尿トラブル防止になります！

置き餌は絶対におやめください。  
他の動物を呼び寄せることに繋がり、近隣トラブルの  
要因となります。



## よろしくお願ひします



近隣への糞尿や鳴き声等のトラブルを防止するため、  
手術後は、できるだけ室内で管理しながら、  
新たな譲渡人に引き渡しましょう。

【お問合せ・申請先】 伊達市役所 生活環境課 環境係 電話:024-575-1228

〒960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋 180番地(中央棟3階)